

# 高崎経済大学学生表彰規程

平成27年度

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学学則（平成23年度規程第1号）第46条及び高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号）第37条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、本学の学生及び本学の学生により構成された団体（以下「学生等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる学生等
- (2) 課外活動において特に顕著な功績を挙げたと認められる学生等
- (3) 社会活動において特に顕著な功績を挙げたと認められる学生等
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する業績及び功績があったと認められる学生等

(表彰候補者の推薦)

第3条 学部長、研究科長及び教育グループリーダー並びに課外活動の顧問教員は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等を表彰候補者として学生部長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学生部長は、前条の推薦に基づき、学生賞罰委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が被表彰者を決定する。

(庶務)

第5条 表彰に関する庶務は、教育グループ学生支援チームにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関する必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。